

議 事 日 程 （第 1 号）

平成22年11月29日（月曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

専第11号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第6号）

専第12号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第7号）

日程第4 議案第54号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第55号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第56号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第8号）

出席議員（7名）

1番 村 雲 辰 善

2番 桂 川 一 喜

3番 樋 口 春 市

4番 服 田 順 次

5番 今 井 保 都

6番 安 倍 徹

7番 安 江 祐 策

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 安 江 眞 一

教 育 長 安 江 雅 信

参 事
兼 総 務 課 長 今 井 俊 郎

会 計 管 理 者 安 江 清 高

村 民 課 長 小 池 毅

産 業 建 設 課 長 松 岡 安 幸

教 育 課 長 安 江 宏

国 保 診 療 所
事 務 局 長 安 江 弘 企

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 河 田 孝

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成22年第3回東白川村議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、3番 樋口春市君、5番 今井保都君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎承認第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第3、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、専第11号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から専第12号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第7号）までの2件につき専決処分関連により一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

○参事兼総務課長（今井俊郎君）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成22年11月29日提出、東白川村長。

2件ございまして、平成22年度東白川村一般会計補正予算（第6号）同じく（第7号）でございます。

1枚おめくりいただきまして、専第11号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第6号）。平成22年度東白川村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,037万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成22年10月20日、東白川村長。

次のページの予算補正と、1枚飛んで4ページ事項別明細書の総括及び歳出のところは省略しまして、5ページでございますが、2の歳入から説明をします。

18款の繰越金でございますが、29万円を補正させていただくものでございます。

続いて6ページでございますが、3の歳出ですが、1款議会費の1項1目の議会費でございますが、24万2,000円の補正額。これは議会運営費として旅費の補正でございます。先般、東京の方へ議員の皆さん方に陳情に出張していただいた部分の経費でございます。

次に8款土木費の3項住宅費、1目住宅管理費でございますが、4万8,000円の補正でございます。これは、緊急雇用の関係で森林組合が新しく雇われた方の住宅がないということで、現地で適当な住宅がなかったために、長いこと使っておりませんでした小学校の校長住宅、これを提供することにしまして、ハウスクリーニングの必要があったため、4万8,000円を補正して、きれいにして入っていただける状態にしたという予算でございます。

次に、専第12号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。平成22年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,187万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成22年11月2日、東白川村長。

同じように2ページと、それから4ページの朗読は省略させていただきまして、5ページの事項別明細書の歳入からお願いします。

18款1項1目の繰越金でございますが、150万円の前年度繰越金の補正でございます。

これの歳出でございますが、8款2項1目の道路橋梁維持費でございますが150万円の補正。これは、久須見地内の村道に落石がございまして、上部を調べたところ非常に危険な状態で、浮き石等があるということで、急遽、立っております樹木を利用してネットを張るための工事を施行する必要があったということで、そのための工事費120万円と、民有林でございましたので、そのネットを張ります支柱にします木について、立木補償をするものの30万円を補正させていただいたものでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、専第11号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から専第12号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第7号）までの2件について一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第11号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から専第12号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第7号）までの2件は、原案のとおり承認されました。

◎議案第54号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第4、議案第54号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

○参事兼総務課長（今井俊郎君）

議案第54号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年11月29日提出、東白川村長。

次のページから改正する条例文、それから給料表、それから附則の関係も書いてございますが、お手元に配付しました一番最後のページをごらんいただきたいと思います。説明資料でございます。この説明資料と、その前にございました新旧対照表の一部を使って内容を御説明申し上げます。

一番最後のページでございますが、東白川村職員の給与に関する条例の一部改正についてということで、改正のあらましでございますが、条例改正の趣旨。平成22年8月10日付の人事院勧告に準拠し改正するもので、昨年に引き続き厳しい民間の情勢を反映しています。国家公務員と民間の給与比較の結果、今年度も給与、特別給、いわゆるボーナスのいずれも民間を上回っていることが明らかになったため、この格差の是正を図ることとし、給与、期末・勤勉手当の引き下げを行うものでございます。

その内容でございますが、条例改正の概要。給与については、給料表の改定がございます。国家公務員に準じて各給料表をマイナス、平均して0.1%下げるものでございます。初任給を中心とした若年層及び医師は据え置きになっております。

どのくらい下がるかということでございますが、ちょっと戻っていただきますと、新旧対照表に、10ページの後でございますが、改正後と改正前の給料表があると思っておりますが、この2枚目を見ていただきますと太枠が書いてございますが、これは1級から6級まであるわけですが、このちょっと太枠になっているところを見ていただきますと、右側が改正前でございますので、上から4段目が17号俸ですが、35万5,700円になってございます。左側の表の同じ欄が35万5,500円になってございます。200円差があるということでございます。こういったふうに、この枠外のところは、実は若い層ということで変更はないわけですが、この枠内のところが200円から300円、高いところで500円ぐらい、0.1%ということの下がるという表でございます。

もう一回説明資料の方へ戻っていただきまして、次に勤勉手当の改正の件でございますが、第23条の4と第23条の7の関係でございますが、6月と12月に分けて書いてございまして、改定前と改定後の表が載ってございます。6月期は既に支給されておりますので変わらないということになってございまして、右の欄の改定後の期末手当1.25、勤勉手当は0.70。括弧の中は一緒でございますが、特定幹部職員ということで、いわゆる課長クラスがこの括弧の中の月数ということでございます。

12月を見ていただきますと、期末手当が1.50が1.35に、幹部職員ですと1.30が1.15に。勤勉手当は0.7が0.65に、幹部職員ですと括弧の中ですが0.90が0.85に変わる。合計しますと、一番下の欄ですが、4.15月分支給されておったのが3.95月分に変わりますよということでございます。

次に、55歳を超える職員、括弧でさっきの表の6級以上の職員に限るわけですが、これについては、給与月額、期末手当及び勤勉手当並びに退職者の給与の支給額を一定率で減額ということで、これは1.5%ぐらいの平均になってまいります。

次に、これは来年の6月以降に勤勉手当改正がございます。これについては、先ほどの表と同じようなふうに見ていただきますと、6月については期末手当は1.25が1.225に、幹部職員については1.05が1.025に。勤勉手当は0.7が0.675に、幹部職員については0.9が0.875に。12月期については、期末手当が1.35が1.375に、幹部職員が1.15が1.175に。勤勉手当については0.65が0.675に、幹部職員については0.85が0.875にということで、バランスがちょっと変わってまいります。合計では3.95、12月に改正する部分と一緒に月数を6月から支給するという条例改正になっております。

次に附則の関係でいろいろ書いてございますが、まず実施日でございますが、この改定は、公布日の属する月の翌月の初日から実施ということでございますので、きょう可決をいただきますと、12月1日から実施をされるということで、12月1日が期末・勤勉手当の基準日になってございますので、そういった関係で、今月中に臨時会をお願いしたということにもなるわけでございますが、ということで、今回可決をいただきますと、12月1日が実施日に本村の場合はなります。

次に②でございますが、本年は引き下げ改定のため遡及改定は行わないとなっております。これ

は、今まで上がっていく場合は4月にさかのぼって給料表を変えるというような措置があつて、いわゆるベースアップというのがあつたんですが、今回はそれはないということです。しかし、4月時点での公務と民間との均衡が図られる必要があるので、年間給与で見て、公務と民間の均衡が図られるように、12月期の期末手当で、4月から実施日の属する月の前月までの月例給、これは本給、俸給ですね、それから扶養手当、住居手当等、月額幾らで支給されている手当等も含め及び6月期の特別給（期末・勤勉手当）に係る格差相当分、これを減額調整する。この率は100分の0.28を掛けたものということで、0.0028を掛けたものを減額調整するというごさいます。つまり4月から11月までの8ヵ月分について、括弧の中にあります月例給と期末・勤勉手当について減額調整がされます。これを12月に支給する期末手当からということごさいます。

ただし、この措置は減額対象職員のみとするということで、医師と若年層は除かれておりますので、これは条例の方に表がごさいます、ちょっとページ数が打つてごさいますので、さっきの給料表がたくさん載っていたのの5ページぐらい後になりますけど、行政職でいいますと、1級は全然この対象になりません。2級は1号給から64号給までの間の職員はこの減額調整の対象にはなりません。3級ですと、1号給から48号給まで。以下、若い職員の方は対象じゃなくて、ある程度一定の職以上の職についてこの現給措置が遡及するということごさいます。

それから、23年4月1日における俸給の調整というのも今度の条例改正にありまして、平成23年、来年の4月1日において満43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日に昇給した職員、そのときに在籍して昇給した職員については、平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とするということで、普通、今、定期昇給というのは1月1日で行います。1月に4号俸、5号俸、あるいは3号、1号と上がるわけですが、定期で上がります。その後、またこの若い職員については、4月1日に1号俸だけ上げるということで、なるべく下の方を上げてという措置が今度されております。

もう一つ、その他で、月60時間の超過勤務の積算の基礎、日曜日またはこれに相当する日の勤務の時間を含めることとするということで、これは6月の定例会であつたと思いますが、条例改正してごさいますけど、長勤手当が月の間に60時間を超えると5割増しとか、深夜ですと7割5分増しになるという規定ができておりますが、この60時間を数えるときに、日曜日等ですから、例えば土曜日を定休日にしておきますと、そういったときに勤務した日にちもこの60時間の中に含めるということが23年度から実施されるということで改正がされてごさいます。以上ごさいます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第5、議案第55号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

国保診療所事務局長 安江弘企君。

○国保診療所事務局長（安江弘企君）

議案第55号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年11月29日提出、東白川村長。

1枚めくっていただいて、条例を改め文を出しています。

東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。第5条中「2万円」を「2万5,000円」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

この改正につきましては、11月から始めております休日診療の実施に伴う改正でございます。

新旧対照表をつけておりますけれども、緊急時出勤手当としまして、患者の急変等で医師が業務に従事した場合は1回について2万円というふうになっておりますけれども、今回の休日診療の実施に伴って、医師の要望もありまして2万5,000円に改正をさせていただくものでございます。2万5,000円の範囲内ということですので、後ほど村長が定めるというふうになっておりますので、2万円を2万5,000円に改正するものでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

休日診療が月2回ということでございますが、医師が今2名見えるわけですが、医師もそういうローテーションを組んでやるのか、それとも1の方がやられるのか、その辺をちょっと伺います。

○議長（服田順次君）

事務局長。

○国保診療所事務局長（安江弘企君）

原則的に2人の方で交代しながらということですが、11月については多田医師が実施されます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

今井保都君。

○5番（今井保都君）

11月については多田医師ということで、12月以降についてはどういう考えなのか、その辺もちょっと。

○議長（服田順次君）

事務局長。

○国保診療所事務局長（安江弘企君）

どちらかがやっていただくということでお願いをしておりますので、そのときの都合で多田先生がやられるとき、北川先生がやられるときと、2人どちらかというふうでお願いをしております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

ということは、2人の先生のローテーションというか、意思の疎通の中で進められていくという了解をしてよろしいでしょうか。

○議長（服田順次君）

事務局長。

○国保診療所事務局長（安江弘企君）

そういうふうで御理解をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第6、議案第56号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

○参事兼総務課長（今井俊郎君）

議案第56号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第8号）。平成22年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,526万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法並びに規定の地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。平成22年11月29日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、第1表の朗読は省略させていただきます。第2表の地方債の補正でございますが、金額のところ、限度額のところだけ変更でございます。過疎対策事業で2,540万を2,870万ということで、330万円追加をする予算案でございます。その他の項目は変更がございません。

続いて、資料の5ページの事項別明細書の総括は省略して、6ページの歳入からお願いします。

18款1項1目の繰越金でございますが、補正額9万6,000円、前年度繰越金でございます。

続いて、20款の村債の1項10目の教育債でございますが、ここで330万円、先ほどの予算補正で

ございますが、過疎対策事業債で補正をするものでございます。小学校プール改修工事に対する負債でございます。

続いて7ページでございますが、歳出でございます。

10款2項1目の学校管理費339万6,000円の補正でございます。説明欄にございますように、小学校の施設営繕費として339万6,000円、プール改修工事の追加工事でございます。先般御説明申し上げましたように、プールの側面が電触による穴があいておることが発見されましたので、これを追加工事で修繕をするものです。追加工事的设计自体は395万ほどになってございますが、不用率、それから現在の予算残高等を差し引きしまして、一部電触工事以外の変更も含めまして339万6,000円を追加させていただくものでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。平成22年第3回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前10時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員